

## 令和 6 年度の市の取組みについて

### 目次

- (1) 子ども政策課…………… 1 ～ 2 ページ
- (2) 子ども家庭課…………… 3 ページ
- (3) 介護・障害福祉課…………… 4 ページ
- (4) 教育総務課 …………… 5 ～ 7 ページ
- (5) 生涯学習課 …………… 8 ～ 1 4 ページ

## 子ども政策課の主な取り組み

### 1. 【子ども・子育て会議関係】こども計画等策定事業(新規)

- (1) 第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画
  - ア 保護者(未就学児、小学生のいる家庭)に対し、ニーズ調査を実施
  - イ アの調査結果、児童人口推計及び事業実績等を加味し、整備すべき量を算出
  - ウ ア、イを踏まえた「第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画」策定
  - エ 子ども・子育て会議(年3回予定:骨子案・中間案・最終案)の開催
- (2) (仮称)多賀城市こども計画策定に向けた準備(令和7年度策定予定)

### 2. 【重点事業】公立保育所再編事業(新規)

- (1) 八幡保育所大規模改修工事に係る設計業務
  - 基幹保育所として必要な機能などを整備
- (2) 今後のスケジュール
  - 令和7年度 八幡保育所発掘調査業務
  - 令和8年度 八幡保育所大規模改修工事(志引保育所へ一時統合)
  - 令和9年度 八幡保育所開所(志引保育所を廃止)

### 3. 【重点事業】保育士確保支援事業(継続)

- (1) 保育士宿舍借上げ支援事業費補助金
  - 民間保育施設の寮を利用する保育士の家賃等支払いを支援
- (2) 保育体制強化事業費補助金(保育士支援者雇用分)
  - 地域の人材を活用し、保育関連用務や保育勤務の支援

### 4. 放課後児童クラブ施設整備事業(新規)

- (1) 多賀城小学校第一放課後児童クラブ移転整備
  - 放課後児童クラブの老朽化対策のほか、利用児童が、より安心安全な環境で放課後を過ごせるよう「学校敷地内」から「学校校舎内」へ移転(令和6年12月完成予定)
  - 移転により、既に「学校校舎内」へ設置する第二及び第三放課後児童クラブや放課後こども教室と、より連携しやすい環境へ

### 5. こども未来戦略関連の対応

- (1) 児童手当の抜本的拡充
- (2) (仮称)こども誰でも保育園の制度化 など

# 児童手当の抜本的拡充

## 見直しの内容

- ・次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、**所得制限を撤廃**し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について**高校生年代まで延長**する。多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、**第3子以降3万円**とする(※)。
- ・これら、**児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施する**。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、**拡充後の初回支給を2024年12月**とする。
- ※**多子加算のカウント方法**について、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等に経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。

## 現行制度と抜本的拡充後の制度の概要

	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																																						
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	<b>高校生年代まで</b> の国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																						
所得制限	所得限度額:960万円未満(年収ベース、夫婦とこども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	<b>所得制限なし</b>																																																						
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 一律:15,000円</li> <li>・3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円</li> <li>・中学生 一律:10,000円</li> <li>・所得制限以上 一律:5,000円(当分の間の特例給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 <b>第3子以降:30,000円</b></li> <li>・3歳~<b>高校生年代</b> 第1子、第2子:10,000円 <b>第3子以降:30,000円</b></li> </ul>																																																						
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監護生計要件を満たす父母等</li> <li>・児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																																						
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																						
支払期月	3回(2月,6月,10月)(各前月までの4ヵ月分を支払)	<b>6回(偶数月)</b> (各前月までの2ヵ月分を支払)																																																						
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>8/45</td> <td>2/3</td> <td>地方 1/3 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td colspan="2">国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3 所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	被用者		非被用者		公務員	事業主	国	地方	国	3歳未満	7/15	16/45	8/45	2/3	地方 1/3 所属庁 10/10	3歳以降	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3 所属庁 10/10	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3 所属庁 10/10	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td>2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td colspan="2">国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国 4/9</td> <td>地方 2/9</td> <td>国 4/9</td> <td>地方 2/9 所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の取納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>	年齢	被用者		非被用者		公務員	事業主	国	地方	国	3歳未満	3/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10	3歳以降	国 4/9		地方 2/9	国 4/9	地方 2/9 所属庁 10/10	国 4/9		地方 2/9	国 4/9	地方 2/9 所属庁 10/10
年齢	被用者		非被用者		公務員																																																			
	事業主	国	地方	国																																																				
3歳未満	7/15	16/45	8/45	2/3	地方 1/3 所属庁 10/10																																																			
3歳以降	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3 所属庁 10/10																																																			
	国 2/3		地方 1/3	国 2/3	地方 1/3 所属庁 10/10																																																			
年齢	被用者		非被用者		公務員																																																			
	事業主	国	地方	国																																																				
3歳未満	3/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10																																																			
3歳以降	国 4/9		地方 2/9	国 4/9	地方 2/9 所属庁 10/10																																																			
	国 4/9		地方 2/9	国 4/9	地方 2/9 所属庁 10/10																																																			

# 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ~「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設~

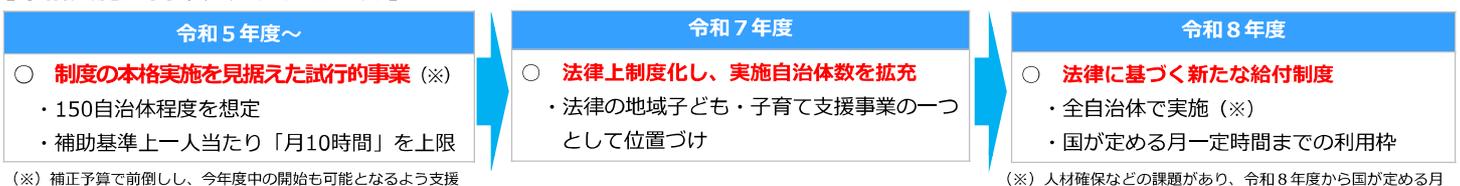
## 検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度(仮称)を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

## 制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

## 【本格実施に向けたスケジュール】



(※) 補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

(※) 人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。  
(令和8・9年度の2年間の経過措置)

## 【子ども・子育て支援法等の改正イメージ(次期通常国会に提出予定)】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども(※)とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。  
(※) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定(認可・確認)の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。等

子ども家庭庁 子ども家庭センターについて

<趣旨・目的>

○ 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（子ども家庭センター）の設置に努めることとした。

○ 「子ども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

<業務内容>

○ 子ども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、

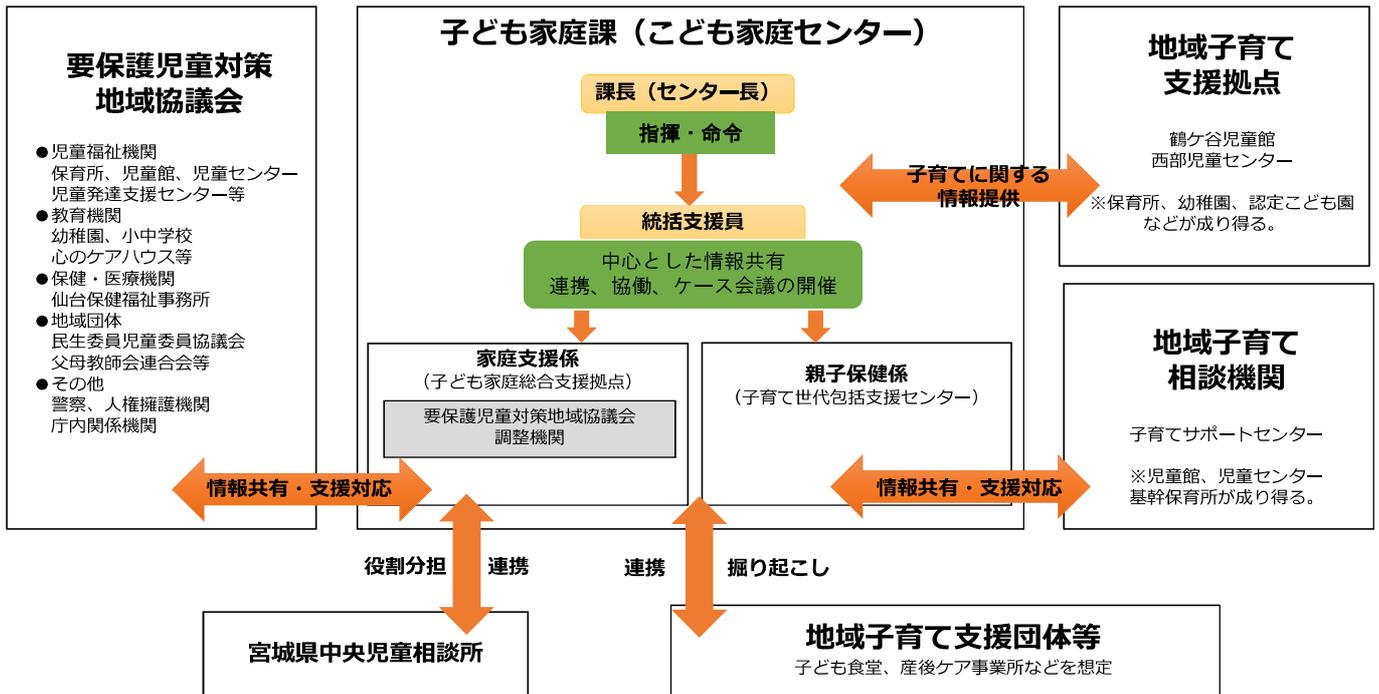
新たに

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、
- ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



子ども家庭庁資料抜粋

多賀城市の連携体制図（令和6年4月から）



# 児童発達支援センターの役割・機能の強化

## <制度の現状>

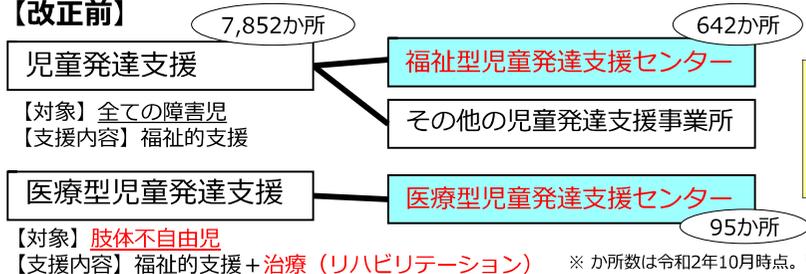
- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。



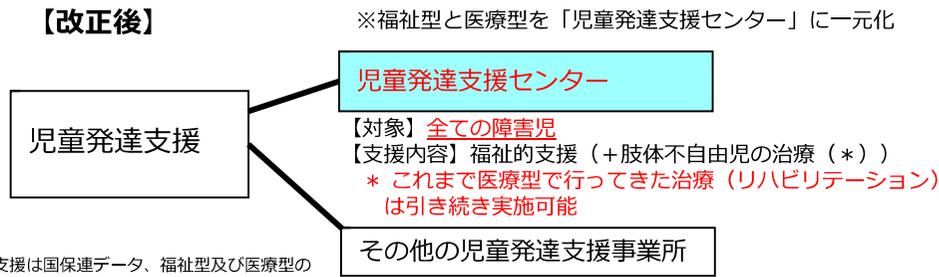
## <改正の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。  
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。  
  - <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
    - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
    - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
    - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
    - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。  
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

### 【改正前】



### 【改正後】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

## 令和6年度教育総務課の主な取り組み

## 1. たがじょう心のケア教育相談事業(令和6年度継続)

子どもたちが抱える問題や課題を早期発見できるように相談体制を確保し、いじめや学校不適応といった問題の解決に向けて各専門家による連携支援を実施

(1) スクールカウンセラーの全校配置

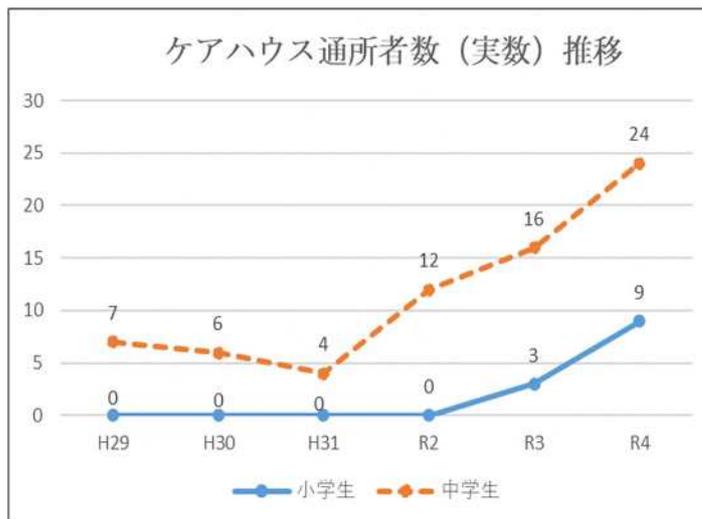
- ・ 県費負担非常勤職員を全校1名ずつ配置
- ・ 各学校にて月3～4回相談日を設定し、児童生徒、保護者及び教職員等が相談可能

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

- ・ 県からの委託契約に基づき、市が直接雇用を行い、各学校の申請に応じて派遣
- ・ 3名任用予定
- ・ 問題を抱える児童生徒がおかれている環境への働きかけを行い、関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整、学校内におけるチーム体制の構築支援等を行う。

(3) たがじょう子どもの心のケアハウスの運営

- ・ 平成29年度開所し、令和4年度から特定非営利活動法人アスイクへ業務委託
- ・ 通所者数は増加傾向（グラフ「ケアハウス通所者数（実数）推移」参照）

(4) 学校内の別室登校児童生徒への対応支援

普通教室での学習や集団活動に不安を抱えている児童生徒が安心して学ぶことができる校内環境の整備を支援

- ・ 学び支援教室の設置（山王小、城南小、第二中、高崎中）

※県の学び支援教室支援事業を活用して実施しており、本事業により学び支援教室担当教員が加配され、県の学び支援教室コーディネーターからの助言を受けながら対応。市としては教材や参考図書等の購入費用の支援や学生ボランティアを派遣

- ・ その他各校における別室（保健室、空き教室等）

各校の工夫により対応しており、教材や参考図書等の購入費用を支援

## 2. 地域とともにある学校づくり事業(コミュニティ・スクール)(令和6年度継続)

地域とともにある学校を目指した学校運営協議会の設置・運営(生涯学習課の学校協働活動事業と両輪で推進)

### (1) 学校運営協議会の設置(準備含む)対応状況

- ・令和4年度 多賀城八幡小学校、多賀城中学校に準備会設置
- ・令和5年度 多賀城八幡小学校、多賀城中学校に学校運営協議会設置  
その他8校に準備会設置
- ・令和6年度 全小中学校に学校運営協議会設置予定

### (2) 自主学習支援の取組

- ・多賀城スコーレ(夏季休業3日間及び冬季休業2日間)の開催  
東北学院大学学生ボランティアや地域ボランティア等を活用し、3公民館にて実施

### (3) その他、地域と連携した活動の推進

- ・地域ぐるみ生徒指導委員会(中学校区単位)に対する補助金支援(1校当たり62,500円)  
本委員会は、子ども110番の家とりまとめや防犯マップの作成配布等を実施

## 3. 学校教育支援事業(旧:教育支援員活用事業)(令和6年度継続・追加)

児童生徒が夢や希望をもち、充実した学校生活を送ることができるよう、各種支援員の配置や教育支援システムの活用等を行います。

### (1) 子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うため、支援員を配置

#### ア 特別支援教育支援員

小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数等に応じて支援員を配置

#### イ 学習指導支援員

小学校に1名ずつ配置し、個別の学習支援等を行う。

#### ウ 理科支援員

小学校に1名ずつ配置し、実験等の準備や授業支援を行う。

#### エ 部活動指導員

中学校の希望に応じて配置

### (2) 特別支援教育支援システムの導入【令和6年度新規】

主に特別支援教育について、個別の教育支援計画や指導計画の作成、教材や研修動画の活用など、子どもたち一人一人に寄り添った学びの提供を目指すため、各小中学校に教育支援システムを導入する。

### (3) 看護師の配置【令和6年度新規】

医療的ケアを必要とする児童に対し、看護師を配置する。(小学校1校)

## 4 学校部活動地域移行事業(令和6年度新規)

少子化の時代にあっても学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるとともに、教員の長時間勤務の解消を図るため、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力のもと、地域におけるスポーツ等の環境整備を図ります。

### (1) 令和5年度

- ア 部活動アンケート調査の実施  
対象：生徒、児童（4～6年）、保護者、教職員（中学校）
  - イ 意見交換会の実施（R4：3回 R5：2回）
  - ウ その他、情報収集及び調査研究
- (2) 令和6年度
- ア （仮）学校部活動地域移行検討協議会の設置・会議開催
  - イ 方向性等をとりまとめ  
※部活動の地域移行については、様々な立場の方の意見の聴取や課題の共有等が肝要です。

## 令和5年度 地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）

## 1 地域学校協働本部 ～地域みんなで子どもたちを育てる仕組みづくり～

## (1) 目的

地域学校協働活動の推進に向けて、より多くの地域住民等の参画による学校・家庭・地域の連携・協働体制「地域学校協働本部」を組織化し、緩やかなネットワークを形成しながら、児童生徒の健やかな成長を支援する。

## (2) 概要

構成員（地域学校協働活動推進員、市内小中学校の教職員、放課後子ども教室コーディネーター、公民館職員等）を中心に、地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進する組織です。

## (3) 実績

## ア 第1回地域学校協働本部会議 令和5年4月27日(木)

## (ア) 内容

## a 第1部

地域学校協働活動事業・本部等について  
ネットワークづくりについて  
コミュニティ・スクールについて

## b 第2部

4中学校区ごとに分かれ、学校支援活動等について情報交換



## (イ) 参加者（43人）

地域学校協働活動推進員、市内小中学校の地域連携担当の教職員、放課後子ども教室コーディネーター、公民館職員、多賀城市市民活動サポートセンター職員

## イ 多賀城市協働教育研修会の実施 令和5年8月4日(金)

## (ア) 内容（講演・ワークショップ）

「子どもも大人も笑顔あふれる地域学校協働活動」  
利府町文化交流センター リフノス  
センター長 野澤 令照 氏

## (イ) 参加者（39人）

地域学校協働活動推進員、各小中学校の地域連携担当の教職員、放課後子ども教室コーディネーター、公民館職員



## ウ その他

第2回地域学校協働本部会議を令和6年1月24日(水)開催予定

## 2 地域学校協働活動事業

### (1) 学校支援活動

#### ア 目標

児童生徒が生き生きと安全に暮らしていくために、学校・家庭・地域が連携協力し合いながらより良い教育環境を作っていく。

#### イ 概要

地域連携担当教員は、学校側の窓口となり教員の依頼をまとめる。地域学校協働活動推進員は、地域側の窓口となり地域ボランティアを学校につなぐ。

#### ウ 実績（令和5年12月末現在）※安全見守り除く

年度	参加ボランティア	主な支援内容
令和3	55人	放課後自習補助、裁縫支援、花壇・畑の耕地、読み聞かせ、キャリアセミナー講師 等
令和4	259人	遠足見守り、体力テスト補助、箏指導補助、アンサンブルコンサート、畑の整地、ミシン補助 等
令和5	429人	スポーツテスト補助、合唱指導補助、ミシン裁縫支援、遠足見守り、昔遊び、校内環境整備支援 等

#### 令和5年度の主な活動



多中：キャリアセミナー企業紹介



多二中：耕作支援



多二中：合唱指導補助



山王小：手芸クラブ補助



山王小：体力テスト補助



天真小：裁縫支援



多中：調理実習補助



山王小：昔遊び



東小：校内環境整備

(2) 地域活動（地域力向上事業）

ア 目的

災害時に主体的に対応しようとする青少年の育成及び地域防災力の基盤となるコミュニティの醸成を通じた地域教育力の向上を図る。

イ 概要

市内公民館等を会場に防災キャンプ等を実施する。

ウ 実績

			人数		実施した主なプログラム
			小学生	協力者	
中央 公民館	R 3	7/28 (水)	15	おてんきぼうさいラボ 木立芳行氏 他1名	2 台風の風速を様々なもののスピードと比較しクイズ形式で紹介。実験で気圧を目視できたり、子供が面白がって学べる内容
	R 4	8/5 (金)	11	おてんきぼうさいラボ 木立芳行氏 他1名	2 実験で天気の様子と防災に役立つ知識を学ぶ。 防災ランタンの工作を行った。また、防災倉庫の見学を行った。
	R 5	7/29 (土) ~7/30 (日) (1泊2日)	7	地域学校協働活動推進員 2名 大学生 4名 消防署 3名 ジュニアリーダーOB 2名 (公民館職員4名、生涯学習課3名、地域コミュニティ課2名) 多賀城高校生徒 5名	25 消防署見学 高校生講話と活動 ①防災や災害について講話②段ボールベット作成等 災害食について みんなで作ろうサバめし夏野菜カレー、大根サラダ) 避難所体験 災害備蓄品で朝食 災害時の対応について
山王地区 公民館	R 3	11/13 (土)	8	おてんきぼうさいラボ 木立芳行氏 他1名	2 ランタンづくり以外にも防災の心構えについてお話していただいた。
	R 4	7/24 (日)	2	市総務部危機管理課職員1名 (公民館職員1名)	2 津波・集中豪雨・多賀城の洪水の話とペットボトルを使った雨量計作り
	R 5				中央公民館と共催
大代地区 公民館	R 3	8/6 (金)	20	東豊中学校生徒6・J・L (エステバン) 1 コミ協防災協4名 (推進協議会3、防災協1) 教員3名 大学生2名 講師1名 (公民館職員5、生涯学習課6)	40 土壌づくり及び組み方 サバ飯作り (かまどベンチを使用してお湯をつくり、非常食を作る) ロープワーク (様々なロープの結び方やテントづくり)
	R 4	7/29 (金)	9	ENEOS 4名 コミ協防災協 4名 (推進協議会1、防災協3) 教員 6名 大学生4名 (公民館職員3、生涯学習課5) 東豊中生徒 4名	22 ENEOSによる講話、エネルギーや蒸留の仕組み解説 災害用段ボールベッド、テント、トイレ組み立て訓練 まち歩きで地域の高台、避難経路確認
	R 5	7/27 (木) ~7/28 (金) (1泊2日)	7	わしん倶楽部 2名 ENEOS 5名 コミ協防災協 4名 (推進協議会1名、防災協3名) 婦人防火クラブ 4名 大代食改 2名 教員 6名 大学生 2名 (公民館職員6名、生涯学習課3名) 東豊中生徒 7名 多賀城高校生徒 2名	43 高校生によるワークショップ 乾物カレーを作ろう 非常食で朝食 工場見学 (ENEOS株式会社) 避難所設営体験

エ 令和5年度の防災キャンプ



中央公民館・山王地区公民館の様子



大代地区公民館の様子

### (3) 家庭教育支援活動

#### ア 目的

学校・家庭・地域による相互の連携充実が求められる中、その一端を担う家庭での教育の重要性が高まっている。そのため、子育て、食育等に関する家庭教育講座を行うことにより、家庭での教育力の向上を図る（親教育）。

#### イ 概要

入学説明会や就学時健診等、多くの人が集まる機会を活用し、市内小中学校ごとに家庭教育関連の家庭教育講座等の実施や家庭教育支援チーム等の協力を得ながらの相談活動、親子で参加するイベント等を実施し、家庭教育の一助とする。

#### ウ これまでの活動

##### (ア) 家庭教育講座

○平成31年度

平成31年度 家庭教育事業 実施報告書一覧				
学校名	講座名	活用事業(講師・職氏名)	実施日時	参加者数
1 多賀城小学校	食育講座(入学説明会の機会を活用)	入学説明会	令和2年2月3日(月)	97
	入学期の食育について	多賀城市学校給食センター 栄養士 住谷 桂子 氏	10:00 ～ 11:20	
2 多賀城東小学校	子育て講座(地域ぐるみ生徒指導の機会を活用)	地域ぐるみ生徒指導	令和元年11月16日(土)	事務局長 東豊中学校
	成長のチャンスを失う子どものゲーム依存と解決策	仙台市放課後等ディサービス「BEE」施設長 西嶋 茂雄 氏	9:30 ～ 11:00	
3 山王小学校	子育て講座(就学時健診の機会を活用)	入学説明会	令和元年10月29日(火)	138
	子どもと親の心をつなぎ、育む読み聞かせ	山王小学校 図書館司書 萩生 有希子 氏	13:15 ～ 13:50	
4 天真小学校	子育て講座(フリー参観の機会を活用)	フリー参観	令和元年11月28日(木)	18
	子どもの携帯 持たせる前の約束と必要な設定	宮城教育大学 教授 鶴川 義弘 氏	10:45 ～ 11:35	
5 城南小学校	子育て講座(入学説明会の機会を活用)	入学説明会、教育講演会	令和元年1月31日(金)	115
	1年生からの子育てについて～ゲーム依存・YouTube・lineの影響～	多賀城市スクールソーシャルワーカー 望月 晃二 氏	10:30 ～ 11:20	
6 多賀城八幡小学校	食育講座(就学時健診の機会を活用)	入学説明会	令和元年11月20日(水)	50
	小学校の給食について	多賀城中学校 栄養教諭 峯岸 多加子 氏	13:00 ～ 13:30	
7 多賀城中学校	子育て講座(地域ぐるみ生徒指導委員会総会の機会を活用)	地域ぐるみ生徒指導委員会教育講演会	令和元年6月11日(火)	80
	子どもの心をのぞいてみませんか。	国立療養所山形病院小児精神科 心理療法士 古閑 光一 氏	19:30 ～ 20:30	
8 第二中学校	子育て講座(新入生保護者説明会を活用)	入学説明会	令和2年2月5日(水)	143
	中学生にスマホを持たせる際に、保護者が知っておくべきこと	塩釜警察署生活安全課 少年・生活安全捜査係長 亀山 岳也 氏	14:30 ～ 15:00	
9 東豊中学校	子育て講座(地域ぐるみ生徒指導の機会を活用)	地域ぐるみ生徒指導講演会	令和元年11月16日(土)	45
	成長のチャンスを失う子どものゲーム依存と解決策	仙台市放課後等ディサービス「BEE」施設長 西嶋 茂雄 氏	9:30 ～ 11:00	
10 高崎中学校	子育て講座(入学説明会の機会を活用)	入学説明会	令和2年2月4日(火)	130
	生徒が充実した学校生活を送るために～中学校生活で起こるトラブルを回避するために～	多賀城市スクールソーシャルワーカー 望月 晃二 氏	14:00 ～ 15:00	
			合計	816

※令和2年度～令和4年度は実施なし

##### (イ) 親子参加型の家庭教育講座「星を見る会」

○令和5年度

11月18日(土)に、多賀城星空観察会の協力のもと、親子参加型による家庭教育講座「星を見る会」を実施。

13家庭35名の方に参加。親と子がふれあいながら、星について学習。



#### (4) 放課後子ども教室

##### ア 目的

放課後や週末等に小学校の教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画による交流活動等の取組を通して、児童が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

##### イ 概要

市内6小学校において余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得ながら小学生全学年を対象に放課後や休日の安心安全な居場所づくりを行っている。

活動は、授業終了後から午後4時30分まで、自主学習や体験活動、スポーツ活動等のほか、休日及び長期休業日にはイベント等を行う。

##### ウ 過去5年の実績

年度	開催日数	参加児童	参加ボランティア	イベント（主な内容）
平成31	381回	10,500人	2,843人	芋煮会、工作体験、テニス体験会、勉強会、夏祭り
令和2	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止			
令和3	54回	840人	404人	勾玉づくり、水遊び、段ボール工作等
令和4	120回	1,455人	835人	マグネットづくり、段ボール工作、クリスマス工作等
令和5	155回	3,993人	1,226人	クリスマスイベント、城南フェスティバルブース等

※令和5年12月末現在

##### エ 放課後子ども教室登録者数（令和5年度）

	登録児童数（A）	全校児童数（B）	登録率（A/B）
多賀城小学校	110人	643人	17.1
多賀城東小学校	44人	481人	9.1
山王小学校	126人	863人	14.6
天真小学校	100人	428人	23.3
城南小学校	199人	705人	28.2
多賀城八幡小学校	68人	282人	24.1
合計	647人	3,402人	19.0

オ 活動の様子（令和5年度）

多賀城小学校



オリエンテーション



アイスブレイク



手づくりめんこ遊び

多賀城東小学校



廃材を使って工作



カードゲーム遊び



手作りモルック

山王小学校



中学生ボランティア



親子防災食育講座



クリスマスイベント

天真小学校



スライムづくり



紙飛行物体づくり



クリスマスリースづくり

城南小学校



南門の手作り紙芝居



城南フェスティバル



職場体験中学生受入

多賀城八幡小学校



紙コップで竹とんぼ



ハロウィンかご作り



スノードーム作り



避難経路探索・講話

## 令和5年度協働教育について

協働教育とは、教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」を受け、家庭・地域と学校が協働して実施する教育活動です。

多賀城市では、以下の「地域学校協働活動事業」を柱に協働教育を推進し、子どもたちが生き生きと安全に暮らすまちづくりに努めております。

### ※協働とは

子どもの健全育成に向けての目的を共有し、複数の主体者（学校、家庭、地域等）が各々の特性・能力を活かしながら、互いを尊重しつつ、対等な立場で協力し合い一緒に活動すること

<地域学校協働本部>

<地域学校協働活動事業>

- 1 学校支援活動
- 2 地域活動
- 3 家庭教育支援
- 4 放課後子ども教室